

高松市住宅耐震対策事業補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市内において住宅の耐震対策を実施する当該住宅の所有者等に対し、予算の範囲内で、高松市住宅耐震対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、住宅の耐震性の向上を図り、もって市民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震対策 住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。
- (2) 住宅 一戸建て住宅及び長屋をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び昭和56年5月31日以前に建設大臣による特別な認定を得た工法等によるものは除く。
- (3) 耐震診断 次のアからウまでに掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別表第1に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をすることをいう。
 - ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの
 - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第1に示すもの。
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの
- (4) 耐震改修工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対

する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価されたもの、又は危険性があると評価されたものについて、次のアからウまでに掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的として、市内に営業所を設けている事業者が施工する補強又は改修の工事をいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの

イ 基本方針別添第2に示すもの

ウ ア又はイに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

(5) 簡易耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法－木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）－」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める目的として、市内に営業所を設けている事業者が施工する補強又は改修の工事をいう。

(6) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価されたもの又は危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（耐震シェルター及び耐震ベッド）で香川県知事が認めるものを設置する工事をいう。

(7) 耐震改修工事等 耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、建築基準法及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、第2号から第5号までに掲げる要件について、市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。
- (2) 市内に存する住宅であって、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。
- (3) 簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限るものとする。
- (4) 補助金の交付申請の時点において、特定行政庁から建築基準法第9条第1項の規定に基づく措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (5) 耐震診断又は耐震改修工事等を実施しようとする住宅について、過去に補助金の交付を受けて、それぞれ耐震診断又は耐震改修工事等を実施していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を得た者であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 第6条第1項に規定する申請者に課せられた本市の市税のうち当該補助金の交付申請の日以前に納期限（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納している者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1敷地ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 耐震診断 耐震診断に要する費用の10分の9に相当する額又は9万円のいずれか少ない額
- (2) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用又は100万円のいずれか少ない額
- (3) 簡易耐震改修工事 簡易耐震改修工事に要する費用又は50万円のいずれか少ない額
- (4) 耐震シェルター等設置工事 耐震シェルター等設置工事に要する費

用又は20万円のいずれか少ない額

- 2 前項第2号から第4号までに掲げる耐震改修工事等に要する費用には、当該耐震改修工事等に伴う実施設計に要する費用を含むものとする。
- 3 第1項各号に掲げる費用は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を、仕入れに係る消費税等の額として税務署に納める消費税等額から控除する場合は、消費税等に相当する額分を減額した額とする。
- 4 前3項の規定により算出された額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震対策に係る契約の締結前であって、かつ、耐震対策に着手する前に、別表第2に掲げる書類を添えた補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象住宅の所有者が複数人である場合の申請者は、当該所有者の代表者又は当該所有者から承諾を得たものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合には、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号に掲げる申請書等を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けて耐震対策事業を行うこと（以下「補助事業」という。）の内容等を変更するとき 補助金変更交付申請書（様式第3号）及び当該変更内容の分かる書類
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止（廃

止) 承認申請書(様式第4号)

2 市長は、前項各号の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第5号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第9条 補助事業者は、事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないとき、又はこの遂行が困難になったときは、速やかに完了期日変更報告書(様式第7号)により市長へ報告し、その指示を受けなければならない。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に別表第2に掲げる書類を添えて、完了実績報告書(様式第8号)を市長へ提出しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類の検査をさせ、又は事業の執行状況について現地を検査させることができる。

(補助金の交付指令)

第12条 市長は、第10条の完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付指令書(様式第9号)により補助事業者へ通知し、交付するものとする。

(補助金の代理受領)

第13条 補助事業者は補助金の受領を工事施工者等の耐震診断や耐震改修工事等を行った者(以下「耐震対策施工者」という。)に委任することができる。この場合において、補助事業者は高松市住宅耐震対策事業補助金の代理受領の委任状及び同意書(様式第10号)を市長へ提出しなければならない。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者(前条の規定により、補助事業者が高松市住宅耐震対策事業補助金の代理受領の委任状及び同意書を市長へ提出した場合にあっては、当該委任を受けた耐震対策施工者)は、第12条の規定による通知を受けた

ときは、所定の請求書により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、その是正のための市長の指示又は命令に従わないとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。ただし、補強設計に市長が別に定めるところにより、市長に申し出て着手した場合はこの限りでない。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業等の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第11号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(指導及び監督)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者、耐震診断技術者又は耐震対策施工者(次項において「補助事業者等」という。)に対し、事業の計画又は施工の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、補助事業者等に対し、補助事業の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、又は必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に第6条の規定による交付申請又は第10条の規定による完了実績報告を行う申請者について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月26日から施行する。
- 2 改正後の高松市住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、平成25年3月26日以後に改正後の第6条の規定による交付申請をした者について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市住宅耐震対策事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市住宅耐震対策事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後の第6条の規定による交付申請に係る補助金について適用し、同日前の同条の規定による交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第10号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の高松市住宅耐震対策事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の第6条の規定による交付申請に係る補助金について適用し、同日前の同条の規定による交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1 耐震診断技術者に求められる講習会

<p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震診断技術者養成のための講習</p> <p>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習会</p> <p>(3) その他市長が認める講習会</p>

別表第2 申請等に必要な書類

関係条項	添付書類
第6条 交付申請	<p>(耐震診断)</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、以下のいずれかの写し</p> <p>(1)住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2)住宅の登記簿謄本</p> <p>(3)住宅の固定資産証明書(建築年が記載されたもの)</p> <p>(4)その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類</p> <p>2 滞納無証明書</p> <p>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>4 既存住宅に係る設計図書</p> <p>(1)付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2)各階平面図(既存図面がない場合は、診断しようとする住宅の状況がわかる写真に替えることができる)</p> <p>5 耐震診断に係る見積書の写し</p>

	<p>6 その他、市長が必要と認める書類 (耐震改修工事等)</p> <p>※耐震診断の補助を受けた者は、1から3まで及び5(1)は、省略することができる。</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し</p> <p>(1)住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2)住宅の登記簿謄本</p> <p>(3)住宅の固定資産証明書(建築年が記載されたもの)</p> <p>(4)その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>2 滞納無証明書</p> <p>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>4 耐震診断報告書(別紙様式第1号)</p> <p>5 既存住宅耐震改修工事等に係る設計図書</p> <p>(1)付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2)配置図、各階平面図(耐震診断に必要な事項及び耐震改修工事等を行う部分を明示したもの)</p> <p>(3)立面図又は断面図(高さがわかるもの)</p> <p>(4)補強計画時の構造評価がわかる計算書(耐震診断技術者が行ったもの)</p> <p>(5)基本方針別添第2に示す計算を行ったものは、耐震改修工事等に係る構造詳細図</p> <p>(6)その他、耐震改修工事等の内容が確認できる図書</p> <p>6 耐震改修工事等に係る見積書の写し</p> <p>7 建築基準法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合に限る)</p> <p>8 その他、市長が必要と認める書類</p>
--	--

<p>第 8 条 交付変更申請</p>	<p>(耐震診断・耐震改修工事等) 変更に係る部分に関する書類</p>
<p>第 10 条 完了実績報告</p>	<p>(耐震診断)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震診断報告書 (別紙様式第 1 号) 2 配置図、各階平面図 (耐震診断に必要な事項を明示したものの) 3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し 4 耐震診断に要した費用の領収書の写し又はこれに代わるもの 5 調査等の状況写真 (2～3 枚程度) <p>(耐震改修工事等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事等結果報告書 (耐震診断技術者が行ったもの (耐震シェルター等設置工事を除く。)) (別紙様式第 2 号) 2 耐震改修工事等 (耐震シェルター等設置工事を除く。)に係る請負契約書の写し 3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し又はこれに代わるもの 4 補強又は改修工事等の施工写真 (改修前後及び隠蔽部分が確認できる写真) 及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類 5 交付申請時と改修場所や工法が変更した場合は、それらがわかる平面図等 6 建築基準法第 7 条及び第 7 条の 2 の規定に基づく検査済証の写し (建築確認を受けた建築物に限る)